

虐待の早期発見と予防

こんな子どもや家庭をみかけたらご連絡を

子どもの様子

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声が聞こえる
- 不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）が見られる
- 衣服や体が極端に不潔である
- 冬になっても寒そうな服でいることが多い
- いつもおなかをすかせていて、食べるときはがつがつ食べる
- いつも表情が暗く元気がない
- 態度がおどおどしていたり、親や大人の顔をうかがったり、親を避けようとする
- 夜遅くまで遊んでいた、徘徊していることがある
- 家に帰りがたらない

親の態度

- ケガの原因の説明が不自然
- 子どもが思い通りにならないと、すぐに体罰を加える
- 子どもを激しく叱ったり、ののしったりする
- 夫婦仲が悪く家庭内で暴力がある
- 産後うつなど精神的に不安定である
- 子どもに能力以上のことを無理矢理させようとする
- 子どもを自分の思いのままにしようとする
- 地域の親族との交流がなく、孤立している
- 小さい子どもだけを家に残したままよく外出している
- 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- 子どもがケガをしたり病気になっても医者に見せようとしな

サインが多く心配な時は

疑いを持ったら、ひとりで悩まずに市町村や児童相談所へ相談してください。

- ・通報した人が知られないように秘密は守られます。
- ・虐待かどうかの判断は通報をうけた機関で行います。
- ・虐待でなかったとしても責任は問われません。

子どもが危険な時は警察・児童相談所へ通報を

子どもを虐待から 守るための5カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通報）
- ②「しつけのつもり…」は言い訳
- ③ひとりで抱え込まない
- ④親の立場よりも子どもの立場
- ⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

子育ての悩みや子ども虐待の 相談・連絡の窓口

- ①お住まいの市町村の児童福祉担当課（児童家庭相談担当）
- ②相談専用電話・電子メール（秋田県中央児童相談所が開設）

電話番号	子ども家庭相談電話 （てんわ相談 よい子に） 0120(42)4152	通話料は無料です。 24時間・365日 いつでもつながります。
電子メール	soudan@mail2.pref.akita.jp	返信できるように、 受信拒否設定にしないでください。

③児童相談所

名称	電話番号	管轄
秋田県北児童相談所	0186(52)3956	県北地区
秋田県中央児童相談所	018(862)7311	中央地区
秋田県南児童相談所	0182(32)0500	県南地区

発行：秋田県 健康福祉部 地域・家庭福祉課
〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号
TEL:018-860-1344 FAX:018-860-3844

子ども虐待防止啓発リーフレット

みんなで防ごう子どもの虐待!

もしかして虐待?

「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）



子ども虐待防止のオレンジリボン

秋田県